



向春の候    貴社におかれましては益々ご清栄のことと    心よりお慶び申し上げます。

### ～建設業法施行令改正のご案内～

## 令和7年2月1日より

「建設業法施行令及び国立大学法人施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、建設業の各種金額要件や技術検定の受験手数料が見直されることとなりました。

#### （１）金額要件について（令和7年2月1日施行）

近年の資材高騰や労務費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しが行われました。

内容は以下の通りです。

※（）内は建築一式工事の金額要件    金額はすべて税込

| 金額要件                                | 令和7年1月まで             | 令和7年2月から             |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 特定建設業許可を要する下請代金額の下限                 | 4,500万円<br>(7,000万円) | 5,000万円<br>(8,000万円) |
| 監理技術者の配置を要する下請代金額の下限                | 4,500万円<br>(7,000万円) | 5,000万円<br>(8,000万円) |
| 施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限<br>(公共工事を除く) | 4,500万円<br>(7,000万円) | 5,000万円<br>(8,000万円) |
| 専任の配置技術者を要する請負代金額の下限                | 4,000万円<br>(8,000万円) | 4,500万円<br>(9,000万円) |
| 特定専門工事の対象となる下請代金額の上限                | 4,000万円              | 4,500万円              |

※これらの改正はいずれも令和7年2月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず

同日以降はすべての工事について改正後の金額要件が適用されます。

#### 特定建設業許可・監理技術者の配置・施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限

発注者から直接工事を請け負い、かつ1件の工事について5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約して工事をする者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。

また、特定建設業者が発注者から直接請け負った工事で、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者の配置、施工体制台帳及び施工体系図の作成が義務付けられています。

改正令施行後の金額要件において施工体制台帳及び施工体系図の作成・揭示義務の適用外となる工事については、令和7年2月1日以降はこれらの作成・備置き及び揭示が不要となりますが、令和7年1月31日までに作成した施工体制台帳及び施工体系図は引き続き営業所ごとに保管する必要があります。公共工事については請負金額にかかわらず下請負契約を締結するすべての元請業者が施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

専任の配置技術者を要する請負代金額の下限

公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が使用する施設もしくは工作物に関する重要な工事で、元請・下請関係なく工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。

「専任」とは他の工事現場にかかる職務を兼務せず常時継続的に当該現場にかかる職務のみに従事することを指します。  
※専任の技術者を置く必要がある工事のうち、1億円（建築一式工事2億円）未満で一定の条件を満たす場合は2現場まで兼任できるようになりました。（詳しくは令和7年1月の知トク建設業ニュースをご確認ください）

特定専門工事の対象となる下請代金額の上限

「特定専門工事」について、元請負人（上位の下請負人）と下位の下請負人が「合意」した場合は、元請負人（上位の下請負人）の主任技術者が下位の下請負人の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と合わせて行うことができます。この場合においては下位の下請負人は主任技術者の設置が不要となります。

「特定専門工事」が適用される工事

- ・ 下請代金額の合計が4,500万円未満
- ・ 鉄筋工事またはコンクリートの打設に用いる型枠の組み立てに関する工事
- ・ あらかじめ発注者と書面による承諾・下位の下請負人との書面による合意を得ている
- ・ 元請負人（上位の下請負人）が置く主任技術者は当該特定専門工事について一年以上の指導監督の実務経験があり、当該工事現場に専任で置かれること
- ・ 特定専門工事の下請負人（下位の下請負人）はその下請にかかる建設工事を他人に請け負わせないこと

（2）技術検定の受験手数料について（令和7年1月1日施行）

近年の人件費の高騰を踏まえ、受験手数料の見直しが行われました。  
改訂後の受験手数料は令和7年度に実施される検定から適用されます。

（単位は円）

| 検定<br>種目 | 現行     |        |        |        | 改正後    |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | 1 級    |        | 2 級    |        | 1 級    |        | 2 級    |        |
|          | 一次     | 二次     | 一次     | 二次     | 一次     | 二次     | 一次     | 二次     |
| 建設機械     | 14,700 | 38,700 | 14,700 | 27,100 | 19,700 | 57,300 | 19,700 | 40,800 |
| 土木       | 10,500 | 10,500 | 5,250  | 5,250  | 12,000 | 12,000 | 6,000  | 6,000  |
| 建築       | 10,800 | 10,800 | 5,400  | 5,400  | 12,300 | 12,300 | 6,150  | 6,150  |
| 電気工事     | 13,200 | 13,200 | 6,600  | 6,600  | 15,800 | 15,800 | 7,900  | 7,900  |
| 管工事      | 10,500 | 10,500 | 5,250  | 5,250  | 12,700 | 12,700 | 6,350  | 6,350  |
| 電気通信工事   | 13,000 | 13,000 | 6,500  | 6,500  | 14,300 | 14,300 | 7,150  | 7,150  |
| 造園       | 14,400 | 14,400 | 7,200  | 7,200  | 17,200 | 17,200 | 8,600  | 8,600  |

\*\*\*\*\*

行政書士 こうべ元町事務所  
行政書士 光森 司  
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号  
TEL：(078) 332-3911 FAX：(078) 332-3914  
E-mail：kobe-m.office@x3.gmobb.jp